騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区 域等

区域の区分	
種別	該当地域
a 区域	「騒音規制法による地域の指定及び規制基準」により指定した地域
	(以下「指定地域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第
	100 号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居
	専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び
	第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先
b 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定め
	られた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の
	規定による用途地域として定められていない地域であって、 a 区域及
	びc区域に該当する区域を除く地域
c 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定め
	られた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれ
	に接する地先